

# 広域静苑組合に提出する請求書の押印省略について

## ～お知らせ～

令和8年4月1日以降に当組合へ提出する請求書について、一定の条件を満たしている場合は、押印が省略できるようになります。

なお、引き続き押印のある請求書も提出可能です。

### 押印省略を可能とする条件

○押印に代わる真正性の担保のため、従来の記載事項に加え、以下の記載が必要になります。

- ・請求書の発行責任者の役職（部署）、氏名、連絡先（電話番号）
- ・請求書の担当者の部署、氏名、連絡先（電話番号）

※必要に応じて、担当者から連絡させていただきます。

### 電子メールでの提出方法

○当組合のメールアドレス（seienkumiai@k-seien.sakura.ne.jp）宛に送信してください。

○請求書の改ざん防止のため、添付する請求書データは「PDF形式」で送信してください。

※従来どおり、郵送や持参での提出も可能です。

### 留意事項

○法令や条例等により、請求書の債権者の押印が義務付けられているものについては、押印を省略することはできません。

○押印を省略した請求書は訂正できませんので、誤りがあった場合は再発行をお願いします。

問い合わせ

広域静苑組合 総務担当

TEL 049-292-8808

